

## 申請についてのご注意

### 1. 本人に代わって代理の方が申請する場合（代理申請）

申請書のうち3か所（P2～P3記入例「申請者本人が記入してください」の部分）は、必ず申請者ご本人が記入してください。申請者本人と代理人の両方の本人確認書類（原本）が必要です。また、受け取りは必ずご本人がお越しください。居所申請（下記参照。海外からの一時帰国者の申請も含む）、有効期間内の旅券を紛失・焼失した場合、「刑罰等関係」欄に該当項目がある場合は、代理申請はできません。  
→詳しくはリーフレット「代理申請をされる方へ」をご覧ください。

### 2. 香川県以外に住民登録をしている方が申請する場合（居所申請）

学生や単身赴任などの理由により香川県に居住事実がある場合は、香川県内に住民登録をしていなくても、香川県で申請できる場合があります。事前にパスポートセンターまでお問い合わせのうえ、必ずご本人が申請にお越しください。  
→詳しくはリーフレット「香川県以外に住民登録をしている方へ」をご覧ください。  
（香川県に住民登録をしていて他の都道府県に居住している方は、居住地の都道府県の旅券窓口にお問い合わせください。）

### 3. 申請者が未成年の場合又は申請者が成年で成年後見人が選任されている場合

申請書裏面の「法定代理人署名」欄に、申請者が未成年の場合は親権者（父又は母）や未成年後見人等の法定代理人が、申請者が成年で成年後見人が選任されている場合には成年後見人が署名してください。親権者又は後見人が遠隔地において、申請書に署名ができない場合は、代わりに「旅券申請同意書」（用紙はパスポートセンター窓口及びホームページから入手できます）を併せて提出してください。（同意書が入っていた封筒もお持ちください。）

### 4. 有効期間内の旅券を紛失・焼失している場合

紛失・焼失をした旨の届出書が併せて必要となります。事前にパスポートセンターまでお問い合わせのうえ、必ずご本人がパスポートセンターへお越しください。県民センターでは受付ができませんのでご注意ください。この届出をすることにより、紛失・焼失したパスポートは失効し、後から見つかっても使用できません。（旅券の申請から受領までの日数は通常の申請よりも長くなります。）

### 5. 「刑罰等関係」欄に該当する項目がある場合

申請書表面の「刑罰等関係」欄で、1項目でも「はい」に該当する場合は、事前にパスポートセンターまでお問い合わせのうえ、必ずご本人がパスポートセンターへお越しください。県民センターでは受付ができませんのでご注意ください。また、旅券発給可否の審査に2か月程度を要しますので、余裕を持ってご相談ください。

## 旅券の受領のご案内

年齢に関係なく必ずご本人がお越しください。申請の際にお渡しした「旅券申請受理票」「返納する旅券」（申請時に有効な旅券をお持ちの場合）をご持参ください。

**手数料** 令和7年3月24日以降に旅券を申請した場合の手数料です。  
※年齢は「年齢計算に関する法律」により、誕生日の前日に1歳加算されます。

（書面による窓口での申請）			
種類	収入印紙	香川県証紙	合計
10年旅券（申請日現在18歳以上）	14,000円	2,300円	16,300円
5年旅券（申請日現在12歳以上）	9,000円	2,300円	11,300円
5年旅券（申請日現在12歳未満）	4,000円	2,300円	6,300円

（オンライン申請）			
種類	収入印紙	香川県証紙	合計
10年旅券（申請日現在18歳以上）	14,000円	1,900円	15,900円
5年旅券（申請日現在12歳以上）	9,000円	1,900円	10,900円
5年旅券（申請日現在12歳未満）	4,000円	1,900円	5,900円

印紙・証紙はパスポートセンターや各県民センターがある合同庁舎でご購入いただけます。オンライン申請の場合、クレジットカードでの納付を選択することができます。

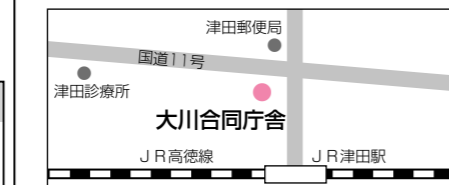
**注意** 令和5年3月27日以降に旅券を申請し、受取期限までに旅券を受け取らず、その旅券が失効し、失効した日から5年以内に再度旅券の申請をする場合は通常より高い手数料となります。

### 香川県パスポートセンター



申請・受領……月～木曜日 9:00～18:00  
金曜日 9:00～19:00  
日曜日 9:00～17:00  
（ただし第3土曜日の翌日の日曜日を除く）  
※年末年始・第3土曜日の翌日の日曜日を除き、祝日・休日と重なる日曜日は開所していません。  
（住所 高松市サンポート2-1）  
（電話 087-825-5111代）

### 東讃県民センター（大川合同庁舎）



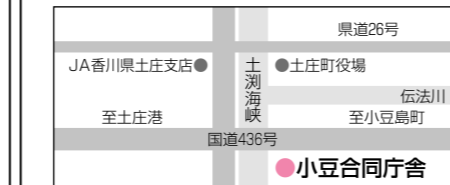
申請……火曜日 10:00～15:00  
受領……月～金曜日 8:30～17:00  
（住所 さぬき市津田町津田930-2）  
（電話 0879-42-1370）

### 中讃県民センター（仲多度合同庁舎）



申請……水曜日 10:00～15:00  
受領……月～金曜日 8:30～17:00  
（住所 善通寺市生野本町1-1-12）  
（電話 0877-62-9610）

### 小豆県民センター（小豆合同庁舎北館）



申請……火曜日 10:00～15:00  
受領……月～金曜日 8:30～17:00  
（住所 小豆郡土庄町洲崎甲2079-5）  
（電話 0879-62-2266）

### 西讃県民センター（三豊合同庁舎）



申請……木曜日 10:00～15:00  
受領……月～金曜日 8:30～17:00  
（住所 観音寺市坂本町7-3-18）  
（電話 0875-25-5200）

### 旅券の申請から受領までの日数

- パスポートセンターでの申請・受領  
申請日を含め8日目以降
- 県民センターでの申請・受領  
申請日を含め10日目以降  
（土日、祝日、休日及び年末年始12/29～1/3を除く）

### 旅券窓口のご案内

※祝日・休日・年末年始（12/29～1/3）はお休みです。パスポートセンターに駐車場はありませんので、近隣の有料駐車場をご利用いただくか公共交通機関でお越し下さい。申請・受領は余裕を持って手続きしてください。

## 旅券（パスポート）申請のご案内

(2025.3.24)

- ・初めて旅券を申請する方、有効期限が切れた旅券を持っている方（新規）
  - ・持っている旅券の有効期間が残り1年未満になった方（切替新規）
  - ・持っている旅券の氏名、本籍都道府県名に変更があった方（訂正新規）
- など

●香川県で旅券申請ができる方は、香川県内に住民登録をしている方です。なお、学生、単身赴任等で住民登録が他都道府県であっても香川県内に居住事実がある場合は申請できる場合がありますので、パスポートセンターまでお問合せください。（P4 2. 居所申請参照）

### 申請に必要な書類

- ・申請時に有効期間中の旅券を持っている場合、新しい旅券に残りの有効期間は引き継がれません。
- ・旅券番号は、旅券発給のたびに変わります。



<b>1 一般旅券発給申請書 1通</b> ※折り曲げないでください。	<b>1通</b> ●18歳以上の方：10年用又は5年用を選択することができます。 ●18歳未満の方：5年用のみです。 ※P2～P3に記入例があります。																												
<b>2 戸籍謄本（全部事項証明書）</b> ※提出日前6か月以内に作成されたもの（戸籍抄本、改製原戸籍は不可）	<b>1通</b> ○有効な旅券をお持ちの方で、氏名・本籍地の都道府県名に変更がない場合は、提出を省略できます。（未成年者の場合、親権確認等のため省略できない場合があります。） ※戸籍謄本が不要な方も、一般旅券発給申請書には本籍を番地まで記入する必要があります。 ○有効な旅券をお持ちの方でも、氏名・本籍地の都道府県名に変更がある場合は、変更の経緯がわかる戸籍謄本を提出してください。 ○同一戸籍の家族が同時に申請する場合は、戸籍謄本1通で共用できます。																												
<b>3 写真 1枚</b> (単位：mm) 	<b>1枚</b> ○写真の規格は、渡航先での出入国審査がスムーズに行えるよう、国際基準に従い定められています。提出された写真が旅券に転写されますので、必ず下記の規格を満たす写真を申請書に貼らずにお持ちください。規格外の写真は受付できません。 ①申請者本人のみを撮影したもの ②提出日前の6か月以内に撮影したもの ③正面を向いており、無帽、無背景のもの ④左図の各寸法を満たすもの ⑤カラーでも白黒でも可 <注意> ・鮮明なもの（焦点が合っていること） ・明るさやコントラストが適切なもの ・影のないもの ・背景と人物の境目がわかりにくいもの ・眼鏡のレンズに光が反射していないもの、フレームが目にかかっていないもの ・平常の顔貌と著しく異なるもの（例：口を開き歯が必要以上に見えているものは不可） ・前髪、イヤリングなどにより、目などの顔の器官や輪郭が隠れていること ・ヘアバンドなどで頭髪を覆っていないもの ・変色していないもの、傷や汚れのないもの ・デジタル写真の場合、ジャギー（階段状のギザギザ模様）がないもの、また、写真専用紙等を使用し、画質が適切なもの ・カラーコンタクトレンズを装着していないもの ・背景色が均一であるもの（グラデーション（濃淡）が入っているものは不可）																												
<b>4 本人確認書類 1点又は2点</b> ○必ず有効な原本をお持ちください。コピーでは受付できません。 ○本人確認書類の内容（氏名・読み方・現住所）などは住民票などの記載と一致している必要があります。 ○代理申請（P4参照）の場合は、申請者と代理人の両方の本人確認書類（原本）が必要です。	<b>●次のものは1点</b> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>日本国旅券（有効期間内又は失効後6か月以内）</td> <td>個人番号カード（マイナンバーカード）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>運転免許証</td> <td>運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>船員手帳</td> <td>海技免状</td> </tr> <tr> <td></td> <td>猟銃・空気銃所持許可証</td> <td>宅地建物取引士証</td> </tr> <tr> <td></td> <td>無線従事者免許証</td> <td>電気工事士免状</td> </tr> <tr> <td></td> <td>身体障害者手帳（ラミネート加工等写真貼り替え防止措置のあるもの）</td> <td>官公庁職員身分証明書（写真付）</td> </tr> </tbody> </table>	A	日本国旅券（有効期間内又は失効後6か月以内）	個人番号カード（マイナンバーカード）		運転免許証	運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの）		船員手帳	海技免状		猟銃・空気銃所持許可証	宅地建物取引士証		無線従事者免許証	電気工事士免状		身体障害者手帳（ラミネート加工等写真貼り替え防止措置のあるもの）	官公庁職員身分証明書（写真付）										
A	日本国旅券（有効期間内又は失効後6か月以内）	個人番号カード（マイナンバーカード）																											
	運転免許証	運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの）																											
	船員手帳	海技免状																											
	猟銃・空気銃所持許可証	宅地建物取引士証																											
	無線従事者免許証	電気工事士免状																											
	身体障害者手帳（ラミネート加工等写真貼り替え防止措置のあるもの）	官公庁職員身分証明書（写真付）																											
<b>5 前回取得した旅券</b>	<b>●次のものは2点（B+B）又は（B+C）</b> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>B</td> <td>健康保険（資格確認書）</td> <td>国民健康保険（資格確認書）</td> <td>船員保険（資格確認書）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>共済組合（資格確認書）</td> <td>後期高齢者医療（資格確認書）</td> <td>介護保険証</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年金手帳又は証書</td> <td>基礎年金番号通知書</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>印鑑登録証明書（提出日前6か月以内に作成されたもの）及び実印</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>会社の身分証明書（写真付）</td> <td>公の機関発行の資格証明書（写真付）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>学生証又は生徒手帳（写真付）</td> <td>在学証明書</td> <td>日本国旅券（失効後6か月を経過したもの）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>身体障害者手帳（写真貼り替え防止措置のないもの）</td> <td>母子健康手帳</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※小学生以下の申請者の場合は、保険証1点と親権者の本人確認書類で申請可能です。	B	健康保険（資格確認書）	国民健康保険（資格確認書）	船員保険（資格確認書）		共済組合（資格確認書）	後期高齢者医療（資格確認書）	介護保険証		年金手帳又は証書	基礎年金番号通知書			印鑑登録証明書（提出日前6か月以内に作成されたもの）及び実印			C	会社の身分証明書（写真付）	公の機関発行の資格証明書（写真付）			学生証又は生徒手帳（写真付）	在学証明書	日本国旅券（失効後6か月を経過したもの）		身体障害者手帳（写真貼り替え防止措置のないもの）	母子健康手帳	
B	健康保険（資格確認書）	国民健康保険（資格確認書）	船員保険（資格確認書）																										
	共済組合（資格確認書）	後期高齢者医療（資格確認書）	介護保険証																										
	年金手帳又は証書	基礎年金番号通知書																											
	印鑑登録証明書（提出日前6か月以内に作成されたもの）及び実印																												
C	会社の身分証明書（写真付）	公の機関発行の資格証明書（写真付）																											
	学生証又は生徒手帳（写真付）	在学証明書	日本国旅券（失効後6か月を経過したもの）																										
	身体障害者手帳（写真貼り替え防止措置のないもの）	母子健康手帳																											

### 住民票の写しが必要な方

○提出日前6か月以内に作成された個人番号（マイナンバー）の記載のないものをお持ちください。

- ・住民基本台帳ネットワークシステムでの検索を希望しない方（申請窓口でその旨お伝えください）
- ・転入届提出直後に旅券を申請する方
- ・香川県以外に住民登録をしていて一定の条件を満たす方（P4 2. 居所申請参照）

# 記入例とご注意

(5年旅券を例に説明してありますが、10年旅券の場合も同じです。)

## 《「所持人自署欄」の記入》

- この署名が、そのまま旅券に転写されます。
- 外国で使用する署名を必ず本人が記入してください。
- 書き直したり、なぞったりしてはいけません。
- 日本語又は外国語(ローマ字)で点線の上の部分に枠からはみ出さないよう記入してください。
- 姓名とも記入してください。
- 漢字が書けない場合はひらがなでもかまいません。
- 乳幼児(小学校就学前の子供)や身体に障害がある方など、本人が署名できない場合は、次の順位で代筆ができます。

- 親権者(父又は母)、後見人
- 配偶者
- 海外渡航の際の同行者

## 《記入例》

○日本語署名

讃岐花子

○外国語(ローマ字)署名

Hanako Sanuki

○漢字が書けない場合はひらがなでもかまいません(例: 幼児)

さぬきはなこ

○代筆する場合(例: 父による代筆)

讃岐花子  
讃岐次郎(父)代筆

又は

Hanako Sanuki  
by J. Sanuki (Father)

# 申請書は機械で読み取りますので 折り曲げないでください



- 黒又は青の濃いインクで記入してください。(消えるタイプのものは不可)
  - 記入誤りをした場合は、二重線を引いて訂正してください。
- (
- 「所持人自署」欄は訂正できません。
  - 修正液等は、旅券作成上、障害となりますので、使用しないでください。
- )

新規・切替 一般旅券発給申請書 (18歳未満の申請者又は18歳以上で有効期間が5年の一般旅券を希望する申請者用) 5年用

受理年月日 受理番号

窓口記入欄 区分 確認

有効期間  発行年月日 交付年月日 旅券番号

写真(貼らずにお持ちください)  
注意  
1. 申請者本人のみ  
2. 6ヶ月以内に撮影したもの  
3. 正面、無顔、無背景  
4. 縦30mm×横35mm  
5. 白抜き、裏は黒い紙  
6. 顔まわりの幅は20mm  
\*提出された写真は旅券に転写されます。  
\*裏面に氏名を記載してください。

氏名(左詰め) 姓 **サヌキ** 名 **ハナコ**  
姓 **讃岐** 名 **花子**  
**姓 名 大文字で記入**

姓 SANUKI 名 HANAKO

所持人自署 性  男  女 生年  5  8  0  6  2  4  
本籍 香川県 高松市番町四丁目1番  
※過去に申請後に旅券を受領しなかったことがありますか。  ある  ない  
※旅券の所持歴はありますか。  ある (以下に最後の旅券について記入)

旅券番号 MU8765432 発行年月日 20161205  
西暦で記入  
SANUKI

この申請書提出後、18歳以上の場合は、下欄の「1」に「は」と必ず記入してください。  
18歳以上の場合は、下欄の「1」に「は」と必ず記入してください。

満(00)歳 私は有効期間が 5 年の一般旅券の発給を希望します。

現住所 〒760-0019 香川県高松市サンプラザ2番1号  
電話 087 ( 825 ) 5111  
携帯 080 1991 9369  
E-MAIL kokusai@pref.kagawa.lg.jp

その他勤務先など日中の連絡先(株)香川 電話 087 ( 831 ) 1111

**居所申請をする場合のみ記入**

日本国内の住所 香川県高松市番町四丁目1番10号  
緊急連絡先 氏名 讃岐次郎 申請者との関係 父 電話 087 ( 831 ) 1111

除次の各事項に該当しているか否か、に $\checkmark$ 印を記入してください。  
1. 本人又は法定代理人が記入してください。 はい  いいえ   
2. 外国で入国形番、過去命令又は送還されたことがありますか。 はい  いいえ   
3. 現在日本国法合により起訴され、判決確定前の状態ですか。 はい  いいえ   
4. 現在日本国法合により、仮釈放、刑の執行停止又は執行猶予の処分を受けていますか。また刑の執行を受けなければならぬ状態にありますか。 はい  いいえ   
5. 旅券法違反で有罪となり、判決が確定したことがありますか。 はい  いいえ   
6. 日本国旅券や渡航書を偽造したり、又は日本国旅券や渡航書として偽造された文書を使用して(未遂を含む)、日本国法合により、有罪となり、判決が確定したことがありますか。 はい  いいえ   
7. 国の援助等を必要とする外国人に関する国事官の職務等に関する法律を適用され外国から帰国したことがありますか。 はい  いいえ

現在外国の国籍を有していますか。 はい  いいえ   
該当する枠内に $\checkmark$ 印を記入してください。  
「はい」の場合  
どの国の国籍ですか。   
取得年月日 年 月 日  
どのような方法で取得しましたか。  
外国籍の父又は母の子として出生   
外国での出生   
外国人との婚姻又は養子縁組   
帰化申請又は国籍取得届出

外務省 03 118系 10 別府領事 14 別府領事 04 別府 06 札幌 07 仙台 08 東京 09 大阪 10 神戸 11 名古屋 12 福岡 13 札幌 14 仙台 15 東京 16 大阪 17 神戸 18 福岡 19 札幌 20 仙台 21 東京 22 大阪 23 神戸 24 福岡

官庁コード

今回の海外渡航の出発年月日を記入してください。決まっていない場合は「未定」と記入してください。

戸籍のとおり、かい書で正確に記載してください。(ローマ字不可)

必ずヘボン式ローマ字で記入してください。

**必ず申請者ご本人が記入してください。**

戸籍のとおり、記入してください。

前回取得した旅券について記入してください。(不明な部分は省略可)

18歳以上の方が5年旅券の発給を申請する場合は「5」と記入してください。

- 県名から記入してください。
- アパート名、部屋番号も記入してください。
- 携帯電話を持っている場合はその番号も記入してください。
- 連絡先は、勤務先等、昼間に連絡のとれる所を記入してください。

外国籍の有無を記入してください。

- よくお読みのうえ該当する方に $\checkmark$ をつけてください。
- 「はい」に該当する項目がある方は、別の手続きが必要ですので、事前にお問い合わせください。

## 《氏名のヘボン式ローマ字表記》

旅券に記載する氏名のローマ字表記は、原則としてヘボン式で行います。

・特に誤りやすいもの

し SHI	じ・ぢ JI	しゃ SHA	ちゃ CHA	じゃ JA	りゃ RYA
ち CHI	ず・づ ZU	しゅ SHU	ちゅ CHU	じゅ JU	りゅ RYU
つ TSU	ふ FU	しょ SHO	ちょ CHO	じょ JO	りょ RYO

- 長音 : O・Uは書かない→(例)大野(おおの)ONO / 佐藤(さとう)SATO
  - 撥音「ん」: B・M・Pの前場合はNのかわりにMを書く→(例)難波(なんば)NAMBA / 本間(ほんま)HOMMA
  - 促音「っ」: 子音を重ねて書く→(例)服部(はっとり)HATTORI / 葛西(かっさい) KASSAI
- ※ただし、CHの前場合はCを重ねるかわりにTを書く→(例)八町(はっちょう)HATCHO / 発地(ほっち)HOTCHI

＜ヘボン式以外でのローマ字表記を希望する場合＞

外国式の表記や長音の表記を希望する場合は、事前にパスポートセンターまでお問い合わせください。

○一度登録した旅券の氏名表記は変更できません。

出発予定日 令和 〇年 〇〇月 〇〇日 ※主要渡航先での滞在期間  3ヶ月未満  3ヶ月以上

※ 次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目のに $\checkmark$ 印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。  
①  表面の判別等関係に該当する事項がある場合 ②  旅券の二重発給を受けようとする場合

渡航目的(具体的に) **記入しないでください**

この日の渡航先(渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください)

国名

氏名

外務大臣殿 大使 総領事 殿 令和 年 月 日

法定代理人(親権者、後見人など)署名

(過去5年以内に申請した前回旅券を受け取らず、その旅券が失効した場合は、通常より高い手数料を徴収します。)  
(申請者が未成年の場合は親権者や未成年後見人等の法定代理人署名が、申請者が成年で成年後見人が選任されている場合には成年後見人の法定代理人署名が必要で、署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かい書体で行ってください。〔署名が困難な場合を除く〕。本人確認のために印鑑登録証明書を希望する場合は、押印が必要です。)

(1点でよい書類)  日本国旅券  運転免許証  個人番号カード  船員手帳  海外免状  職歴等所持

(2点必要な書類)  戦傷病者手帳  宅建取引士証  電気工事士免状  無線従事者免許証  官公庁職員身分証明書  身体障害者手帳  介護保険証  健康保険証  国民健康保険証  後期高齢者医療保険証  船員保険証  共済組合員証 (学生証、社員証、公的な資格証明書など)  介護保険証  印鑑登録証明書及び実印  後期高齢者医療保険証  その他写真付きの身分証明書

申請書類等提出委任申出書

(法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)

私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し出ます。

申請者記入 令和 〇年 〇〇月 〇〇日  
引受人氏名 **讃岐 一彦** 申請者との関係 **夫**  
引受人住所 **香川県高松市サンプラザ2番1号**

私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの(又は適正な記名)であること及び写真が本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去5年間、旅券の不正取得に係ったことはありません。

令和 〇年 〇〇月 〇〇日 連絡先電話番号 087 ( 825 ) 5111  
生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 55年 1月 1日

注意事項  
1. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示(出)してください。  
2. この申請による旅券取得が日本国法合の罰則に該当する場合は、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。

主要渡航先での滞在期間を3ヶ月未満か3ヶ月以上どちらかに $\checkmark$ をつけてください。(出発予定日が判明している場合には、必ず記入してください。3ヶ月以上滞在される方は、管轄の大使館・総領事館等に「在留届」を提出する必要があります。)

旅券にヘボン式以外でのローマ字表記を希望する場合は、この欄に記入してください。

申請者が未成年者の場合は親権者や未成年後見人等の法定代理人署名が、申請者が成年で成年後見人が選任されている場合には成年後見人の法定代理人署名が必要で。

(申請者(未成年者)と親権者の姓が異なる場合は、親権者の戸籍が必要場合があります。詳しくは事前にお問い合わせください。)

代理申請の場合のみ記入してください。(法定代理人が代理申請する場合は、記入不要です。)

乳幼児等で、本人が記入できない場合は、法定代理人が代筆ができます。

引受人(代理人)ご本人が記入してください。